

堺市監査委員公表第 10 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を執行したので、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和 6 年 3 月 26 日

堺市監査委員	信	貴	良	太
同	小	堀	清	次
同	藤	坂	正	則
同	澤		由	美

監査結果報告

第1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

第2 監査の対象

原池公園、堺市原池公園体育館、堺市原池公園スケートボードパーク、堺市原池公園野球場、堺市陶器スポーツ広場

第3 監査の対象期間

令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

ただし、必要に応じて他年度を含む。

第4 監査の実施期間

令和5年11月1日～令和6年3月26日

第5 施設の概要

<所管部局>

文化観光局 スポーツ部 スポーツ施設課
建設局 公園緑地部 原池公園事務所

<指定管理者>

団体名 ばらいけNEXT創発パートナーズ
代表団体 美津濃株式会社
構成団体 ミズノスポーツサービス株式会社
構成団体 大林ファシリティーズ株式会社 大阪支店
構成団体 利晃建設株式会社
構成団体 グリーンシステム株式会社
構成団体 株式会社ピーエスジェイコーポレーション

<指定の期間及び指定管理に係る経費>

令和3年4月1日から令和23年3月31日まで

令和4年度の委託料 1億1,697万3,872円

<施設名及びその主な内容>

○名称 原池公園
所在地 中区八田寺町

- 設置年月 平成 19 年 5 月
 設置目的 都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。
 施設規模 公園面積 約 169,500 m² (令和 5 年 3 月 31 日現在、指定管理区域外含む)
 施設内容 多目的広場、原池、複合遊具、大型複合遊具、健康遊具、東屋、トイレ、災害用トイレ等
- 名 称 堺市原池公園体育館
 所在地 中区八田寺町
 設置年月 平成 19 年 4 月
 設置目的 市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康及び体力の増進に資することを目的とする。
 施設規模 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
 建築面積 6,392.42 m²、延床面積 7,000.48 m²
 施設内容 大アリーナ、中アリーナ、小アリーナ、多目的室、トレーニング室、研修室等
- 名 称 堺市原池公園スケートボードパーク
 所在地 中区八田寺町
 設置年月 平成 23 年 12 月
 設置目的 市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康及び体力の増進に資することを目的とする。
 施設規模 約 3,300 m²
 施設内容 5 セクション、コンクリート製フラットバーン、管理小屋等
- 名 称 堺市原池公園野球場
 所在地 中区平井
 設置年月 令和 2 年 4 月
 設置目的 市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康及び体力の増進に資することを目的とする。
 施設規模 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
 建築面積 3,418.88 m²、延床面積 6,228.46 m²、グラウンド面積 13,762.335 m²
 施設内容 観覧席、屋内練習場、会議室、多目的室、トイレ、更衣室、シャワー室等
- 名 称 堺市陶器スポーツ広場

所在地 中区陶器北
 設置年月 平成2年4月
 設置目的 市民の体育、スポーツ及びレクリエーションの振興を図り、健康及び体力の増進に資することを目的とする。
 施設規模 12,892.2 m²
 施設内容 陶器野球場（1面）、陶器テニスコート（4面）、管理棟、事務室、更衣室・シャワー室、トイレ等

第6 事業状況

<利用状況> 令和4年度

		利用率 (%)	利用者数 (人)
堺市原池公園体育館			
大アリーナ	専用	78.5	40,120
	共用	—	91
中アリーナ	専用	81.2	25,801
	共用	—	418
小アリーナ	専用	81.8	30,025
多目的室	専用	71.5	16,747
	共用	—	319
トレーニング室	共用	—	46,644
研修室	専用	33.6	3,355
コインロッカー他	その他	—	473
堺市原池公園スケートボードパーク	共用	—	16,001
	自主	—	4,175
堺市原池公園野球場			
グラウンド	専用	75.5	26,076
ブルペン	専用	14.3	5,575
屋内練習場	専用	41.6	3,142
会議室	専用	9.3	836
更衣室	専用	12.3	6,789
堺市陶器スポーツ広場			
野球場	専用	25.6	4,741
テニスコート	専用	58.8	23,058
	共用	—	103
合計		—	254,489

<収支状況> 令和4年度

(単位：円)

	金額
収入	197,104,913
指定管理料	116,537,055
利用料金	77,397,965
その他 ※	3,169,893
支出	205,055,858
人件費	64,197,158
光熱水費	31,419,885
委託料	69,501,141
その他	39,937,674
収支差額	△7,950,945

※キャッシュレス決済に要する費用分（指定管理料）を含む。
(指定管理者提出資料から抜粋し一部加工)

第7 監査の項目及び結果

当該団体において公の施設の管理が適正かつ公平、公正に行われているか、事業報告書等は基礎となる会計帳簿等に基づいて適正に作成されているかなどに留意し、出納その他の事務について監査を実施した。

なお、事前調査の一部を監査法人に委託した。

監査の項目及び結果は、以下のとおりである。

1 指定管理者指定の手続きについて

公の施設の管理を行わせる団体の指定は、地方自治法、条例等に基づき、適正かつ公正に行われているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

2 協定書について

管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか、また、協定書等には、必要事項が適正に記載されているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

3 事業報告書等について

事業報告書等の作成及び点検は適切になされているか、指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査又は指示しているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。

(1) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書に収支状況を記載することとされているが、以下の誤りがあった。

また、市はそれに対する指導を行っていなかった。

ア 市が施設の設置目的や特性等から必要と認め、指定管理者に企画提案を求めている自主事業においては、各月の収支差額を集計した年間の収支差額を指定管理業務の収入内訳に記載することとしており、年間の収支差額が赤字となった場合は0円と記載することとしている。

しかし、各月の収支差額が赤字となった月を0円として集計していたことが原因で、誤った金額を収入内訳に記載していた。

イ 基本協定書において、指定管理者は、指定管理業務の収支と自主事業の収支は別に把握するものとされている。

しかし、指定管理者は事業報告書の収支状況において、人件費のうち福利厚生費を全て指定管理業務（スポーツ施設分）の支出に計上してい

た。

ウ 指定管理者は、陶器テニスコートの人工芝張替に係る費用及び原池体育館のWi-Fi設置に係る費用について、減価償却費分を計上していたが、計上する項目を誤って、減価償却（人工芝等）ではなく、備品購入費としていた。

(2) 基本協定書において、指定管理者は、事業報告書に利用料金収入に関する報告として、利用者数、利用区分、減免等の状況を記載することとされており、利用のキャンセル等による利用料金の還付の件数・金額も記載する様式で報告を行っていた。

しかし、令和4年度の利用料金収入において、複数の還付が発生していたにもかかわらず、事業報告書では還付の件数・金額はなしと報告されていた。

[収支内容の適切な把握について（意見）]

原池公園等の指定管理業務においては、指定管理者の代表団体である美津濃株式会社が施設全体の統括管理を行い、構成団体のうち、ミズノスポーツサービス株式会社が体育館等の受付管理運営等を、大林ファシリティーズ株式会社大阪支店が設備維持管理を、利晃建設株式会社が設備修繕管理を、グリーンシステム株式会社が植栽維持管理を、株式会社ピーエスジェイコーポレーションがスケートボードパークの受付管理運営をそれぞれ担当している。

収支状況報告書では、指定管理者における収支が報告されていたが、ミズノスポーツサービス株式会社と利晃建設株式会社以外の構成団体3社で生じた人件費等の各費用（令和4年度支出額全体の約24%）は一括して委託費として計上されており、構成団体3社において実際にかかった費用やその内訳は全く把握できない状態となっていた。

市は、構成団体において生じた支出の実態を把握し、施設の管理運営が適切に行われているかどうか、及び指定管理料は妥当であるか等の検証を行う必要がある。この点に留意し、指定管理業務の収支状況を適切に把握されたい。

4 管理運営について

施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、利用促進のための努力はなされているか、また、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、以下のとおり指摘

すべき事項等があったので、適切な処理をする必要がある。

- (1) 堺市公園条例等では、公園の使用許可を受けようとする者は、公園使用許可申請書（以下「申請書」という。）を指定管理者に提出し、指定管理者は、許可をしようとするときは申請者に公園使用許可書（以下「許可書」という。）を交付することとされている。

しかし、指定管理者は、申請書の提出を受けた後、許可書の交付を行わずに公園を使用させており、市もそのことを把握できていなかった。

- (2) 仕様書において、指定管理者は、原池公園、体育館等の施設、設備、器具備品の維持管理に際しては、常に利用者の安全確保に万全を期すこととされている。

しかし、指定管理者が、年に2回（3月及び9月）、第三者に委託している体育館の防災設備の保守点検業務（法定点検）への対応において、以下のとおり不適切なものがあつた。

- ・ 指定管理者は、令和3年3月以降、体育館内の同じ箇所と内容で「不良」の結果報告を複数受け続けていたにもかかわらず、令和5年11月22日時点で全く対応していなかった。
- ・ 市は、法定点検等において指摘を受け、是正する必要がある項目について、改善策の内容や修繕金額等を報告するよう指定管理者に毎年度求めている。これにより、令和4年3月の点検結果について、交換等の対応が必要で、修繕金額は見積中である旨の報告を指定管理者から受けていたが、その後の修繕状況の確認は行っていなかった。
- ・ 指定管理者は、令和4年9月及び令和5年3月の点検結果を市に報告していなかった。

[負担割合に基づく算定の根拠とする金額について（意見）]

原池公園体育館においては、同じ建物内に、堺市原池公園事務所が併設されている。そのため、光熱水費等については、指定管理者が一旦支払い、年度協定書で定められた負担割合に基づいて計算した金額を、後から指定管理者が市に請求している。

光熱水費のうち、電気使用料については、原池公園体育館全体の使用量に対する原池公園事務所の子メーター数値の割合で算定することとされている。

しかし、按分対象となる電気使用料について、電力会社から適用されている割引額を考慮せず、割引前の電気使用料によって算定していた。

年度協定書で定められた負担割合は実費負担を前提としたものであると考えられることから、実際に電気使用料として支払った金額に基づいて

算定するようにされたい。

5 利用料金について

利用料金制を採用する場合、利用料金の設定等が適正になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

6 経理について

公の施設の管理に係る指定管理者の収支会計経理は適正になされ、他の事業との会計区分は明確になっているか、また、出納関係帳簿、記帳は適正になされ、領収書類の整備、保存は適切になされているかについて、関係書類を調査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。